



住民票移動のお願い

建物の表題登記を土地家屋調査士に委任する際、新しい住所の住民票が必要になります。世帯全員の住民票の移動をなさってください。

新住所： _____

● 新住所の住民票謄本（家族全員の記載がある物）1通をセリタホームズへ提出をお願いします。（郵送可）

- ・ 移動期日の目安：引渡しの前1ヵ月前位、（LINE などでお知らせ致します）
- ・ 場所：市役所または最寄りの支所
- ・ 持ち物：印鑑・運転免許証
- ・ 申請者：住民票の移動は同一世帯のご家族でも手続きは可能です。
- ・ 印鑑登録について：同一の市内への引っ越しであれば住民票の移動に伴い、自動で住所が変更になり手続きは不要です。ただし、長野市から千曲市など市町村が変わる場合には新しい市町村で申し込みが必要になります。

なお、印鑑登録はご本人様が行う必要がございます。

注1) 各市町村で、持ち物など違います。事前にご確認ください。

注2) 役場窓口で「もう住んでいますか？」等の質問する場合がございます。その際は「はい。住んでいます。」とお答えください。「まだです。」と答えてしまうと住民票の移動を断られる場合がございます。

- ・ 郵便物について：住所を移動すると市からの通知書などは新住所へ郵送されてしまいますので、物件の玄関付近に段ボールやケースなどで簡易郵便受けを設置してください。
- ・ 転送手続き：スマホで簡単に手続きできます。引っ越しが終わりましたら設定してください。